

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きの翌日)  
(当日起きの翌日)

## (使用料等の免除)

第二条 知事は、公衆衛生の向上及び増進を図るため次の表の上欄に掲げる事業を実施する場合においては、同表下欄に掲げる者に對して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除する。

◇規則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則  
◇告示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額  
昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号等の廃止

## 規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県規則第二十一号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)第三条の規定に基づく

|     |         |  |             |                 |
|-----|---------|--|-------------|-----------------|
| 診 診 | 胃がん集団検査 | 歯科診療<br>(成人病検査を除く)   | 母子健康診査      | 事 業<br>対 象<br>者 |
|     |         | 成人病検査を受ける者   | 母子健康診査を受ける者 |                 |
|     |         | 一 市町村民税を納付することを要しない者(市町村民税を納付することを要する者の配偶者(地方法(昭和二十五年法律第二百二十六号)) |             |                 |
|     |         | 第二百九十二条第一項第七号に該当する控除対象配偶者をいう。以下同じ。)及び扶養親族(同法同条同項第八号に該当する扶養親族をい   |             |                 |

二 市町村民税を納付することを要する者又はそ  
の配偶者若しくは扶養親族のうち經濟的に免除  
すべき特段の事情があると知事が認める者で市  
町村長の證明のあるもの

三 胃がん制圧の施策推進のため特に免除の必要  
があると知事が認める者

第三条 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定による生活  
扶助を受けている者で福祉事務所長又は民生委員の證明のあるものに對  
しては、使用料等を免除する。

(使用料等の減額)

第四条 知事は、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市町村その他  
の団体が実施する健康診断に係る試験検査等であつて別表に定めるもの  
については、使用料等を減額し、同表に定める額を徴収する。

| 別表                | 区分  | 金額  |
|-------------------|---|---|
| 一 予防接種            |   |   |
| 二 結核健康診断          |   |   |
| 1 ツベルクリン反応<br>検査  | B C G 経皮接種                                      | 結核予防法(昭和二十六年法律第十九号)第一人回につき 九十円                  |
| 2 エツクス線間接写<br>真診断 | 定期的健康診断(昭和三十三年法律第六号)第六条第一項の規定による定期的健康診断の結果を受ける者 | 定期的健康診断(昭和三十三年法律第六号)第六条第一項の規定による定期的健康診断の結果を受ける者 |

(天災等の場合の使用料等の減免)

第五条 前三条に定める場合を除くほか、知事は、天災その他特別の事情  
がある場合には、使用料等を減免することができる。

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。  
(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

(施行期日)

附 則

2 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部  
を次のように改正する。

別表第一の一中(56)を(57)とし、(14)から(55)までを一ずつ繰り下げ、(13)の次  
に(14)として次のように加える。

(1) 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例  
(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)別表第五号から第十三号ま  
でに規定する使用料及び手数料

告  
示

鳥取県告示第二百九号

規定第条結核予防法第四條第六款の規定による定期検査に係る者と健診事務に係る者に准じて、定期健康診断が認める。又は臨時法を受ける。

(一) 三十五ミリメートル

(二) 六十ミリメートル

(三) 七十ミリメートル

一人一枚につき 二十六円

三十二円

三十八円

鳥取県知事 石破 二朗

昭和四十四年三月三十一日

一 昭和三十三年厚生省告示第百七十七号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）の別表第一診療報酬点数表（甲）又は別表第二歯科診療報酬点数表により算定するものは、次号から第八号までに定めるものを除くほか、その算定した額の八割の額とする。

二 尿検査

1 糖定量、蛋白定量、その他これらに類する検査

一検査につき

五十円

2 沈渣顕微鏡検査

一検査につき

四十円

3 粪便検査

一検査につき

二十円

1 寄生虫卵検査（直接法）

一検査につき

二十円

2 潜血顕微鏡検査（集卵法）

一検査につき

五十円

3 血液検査

一検査につき

四十円

腸内細菌培養検査

き 一人一検査につ

七十円

若けし者で検査を受けるもの

の集団検査を受けるもの

の件二十人以上

一件二十人以上

き 一人一検査につ

十五円

1 直接法  
2 集卵法

の集団検査

き 一人一検査につ

二十円

四

細菌培養検査

腸内細菌培養検査

き 一人一検査につ

五十円

|     |                                       |       |
|-----|---------------------------------------|-------|
| 七   | (二) 血糖検査                              | 七十円   |
| 八   | 2 赤血球沈降速度検査                           | 四十円   |
| 九   | 3 血色素検査                               | 三十円   |
| 十   | 4 血球計算                                | 八十円   |
| 十一  | 5 血液像検査                               | 五十円   |
| 十二  | 五 細菌検査                                | 四十円   |
| 十三  | 1 顕微鏡検査                               | 三十円   |
| 十四  | 2 無染色、単染色検査                           | 三十円   |
| 十五  | 3 普通染色検査                              | 四十円   |
| 十六  | 4 特殊染色検査                              | 四十円   |
| 十七  | 六 免疫血清検査                              | 一百八十円 |
| 十八  | 1 (一) 薬剤耐性検査                          | 一百六十円 |
| 十九  | 2 (一) 一般検査                            | 四十円   |
| 二十  | 3 (一) 培養検査                            | 四十円   |
| 廿一  | 4 (一) 皮内反応検査                          | 四十円   |
| 廿二  | 5 (一) ツベルクリン反応検査及びシツク反応検査             | 四十円   |
| 廿三  | 6 (一) がん反応及びフライ反応検査                   | 四十円   |
| 廿四  | 7 梅毒反応検査 (定性)                         | 四十円   |
| 廿五  | 8 沈降反応検査 (定量)                         | 四十円   |
| 廿六  | 9 血液採取料                               | 二十円   |
| 廿七  | 一件につき                                 | 一件につき |
| 廿八  | 八 レントゲン診断                             | 七十円   |
| 廿九  | 1 1 エックス線間接写真診断 (六十ミリメートル) (七十ミリメートル) | 一百二十円 |
| 三十  | 2 エックス線直接写真診断 (大角)                    | 七百五十円 |
| 卅一  | 3 (一) 断層像 (大四ツ切)                      | 六百五十円 |
| 卅二  | 4 (一) 断層像 (四ツ切)                       | 五百円   |
| 卅三  | 5 (一) 断層像 (六ツ切)                       | 三百円   |
| 卅四  | 6 (一) 断層像 (八ツ切)                       | 二百円   |
| 卅五  | 7 (一) 透視診断 (カビネ)                      | 一百円   |
| 卅六  | 8 (一) 透視診断                            | 一百円   |
| 卅七  | 9 (一) 透視診断                            | 一百円   |
| 卅八  | 10 (一) 断層像 (大四ツ切)                     | 一百円   |
| 卅九  | 11 (一) 断層像 (四ツ切)                      | 一百円   |
| 四十  | 12 (一) 断層像 (六ツ切)                      | 一百円   |
| 四十一 | 13 (一) 断層像 (八ツ切)                      | 一百円   |
| 四十二 | 14 (一) 断層像 (カビネ)                      | 一百円   |
| 四十三 | 15 齒科写真診断 (標準型)                       | 一百円   |
| 四十四 | 16 胃ガス集団検診                            | 一百円   |
| 四十五 | 一件につき                                 | 一百円   |
| 四十六 | 二百五十円                                 | 二百五十円 |

00123

鳥取県告示第二百十号

次に掲げる告示は、昭和四十四年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額について）
- 二 昭和三十一年五月鳥取県告示第百八十七号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）
- 三 昭和三十二年五月鳥取県告示第二百五十二号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）
- 四 昭和三十三年四月鳥取県告示第百七十号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）
- 五 昭和三十六年十一月鳥取県告示第六百六十五号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）